

「月刊社労士受験別冊 勝つ！社労士受験

必ず得点マークで合格ライン 過去問題集2024年版」正誤表・補遺について

2024年度社会保険労務士試験は、2024年4月12日の試験公示日現在施行されている法令に基づいて出題されます。本書は、2023年10月末日までに確定している法令に基づいて執筆しており、その後の、2024年4月12日までの事項について以下の事項を掲載いたします。

(最終更新：2024年5月20日)

頁	改正箇所	改正前	改正後	更新日
P31	R3問2 B解答	平11.1.29基発45号 設問の事項は、「雇入れ直後」の就業の場所及び従事すべき業務を明示すれば足りる。なお、将来の就業場所や従事させる業務を併せ網羅的に明示することは「差し支えない」。	<u>令5.10.12基発1012第2号</u> 雇入れ直後の就業の場所及び従事すべき業務に加え、 <u>就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を明示しなければならない。</u>	5/20
P56	R1問7 B問題	～③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し～	～③ <u>使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録し</u> ～	5/20
P59	R5問8 A解答	～第1種圧力容器（小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法～	～第1種圧力容器（小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、 <u>自動車用燃料装置（圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車を除く）であって、同法に規定する運行の用に供するものに限る）の燃料装置のうち同法の技術基準に適合するものをいう）に用いられるもの</u> 及び電気事業法～	5/20
P78	R5問1 問題・解答	平成23年12月26日付け基発1226第1号	<u>令和5年9月1日付け基発0901第2号</u>	5/20
P135	R5問7 E解答	～当該専門実践教育訓練を「開始する日の1か月前まで」に～	～当該専門実践教育訓練を「開始する日の <u>14日前まで</u> 」に～	5/20
P158	R2問7 A問題	～障害者職業能力開発コース助成金を受けることができない。	<参考問題> <u>障害者職業能力開発コース助成金は令和5年度をもって廃止された。</u>	5/20

P521	社一R3 設問1 問題	～後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付～	～後期高齢者支援金等、 <u>介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等</u> の納付～	5/20
P525	健保R4 D解答	健保則1条の2第1項	健保則1条の <u>3</u> 第1項	5/20